

清朝中国に漂着した琉球船乗員の言語接触

著者	岑 玲
雑誌名	東アジア文化交渉研究 = Journal of East Asian cultural interaction studies
巻	7
ページ	449-461
発行年	2014-03-31
その他のタイトル	Language Contact with Crew of Rykyu's Drifting Ships in the Qing Dynasty
URL	http://hdl.handle.net/10112/8264

清朝中国に漂着した琉球船乗員の言語接触

岑 玲

Language Contact with Crew of Rykyu's Drifting Ships in the Qing Dynasty

CEN Ling

The communication between Ryukyu · Okinawa and China has a long history. It has been said that the history has begun even at Ming Dynasty. Ryukyu Dynasty were canonized by Chinese king even after Satsuma clan (now Kagoshima Prefecture)'s invasion in the beginning of 17 century. The tributary relations between Ryukyu and China had last for 5 centuries until Ryukyu became Okinawa Prefecture by Meiji Japanese government in 1872.

The relationship between China and Ryukyu basic were tributary relations. However, the main transportation mean in Ryukyu were by ship, and lots of ship encountered typhoon, lost control of their ship, and finally were drifted to China continent. You can refer to these historical documentation in the book 「Selected documentation of China-Ryukyu relations in Qing Dynasty」 which was public by China First Historical Archives. Lots of ship-drift cases are written in this book from Qianlong era to Guangxu era of Qing Dynasty.

Various forms of transportation can be found form those cases. This paper will not focus on tributary ships from Ryukyu, but on the part of rescue and aid from Qing government to those who were drifted from Ryukyu.

キーワード：清朝中国 琉球漂流船 乗員 言語接触
Qing Dynasty Rykyu's Drifting Ships Crew Language Contact

一 はじめに

琉球・沖縄と中国との交流は明初からが始まったとされる。琉球王朝は明清の皇帝に国王位の冊封を求め、17世紀初めに琉球国が薩摩藩（現鹿児島県）島津家による侵入を受けても清朝皇帝に冊封を求め、5世紀にわたり中国と琉球との朝貢関係が続いた。とりわけ清朝中国と琉球国との朝貢貿易は盛んに行われていたことは、すでに多くの研究によって明らかにされている。

海洋国琉球は多くの島嶼部を擁している関係からその交流には船舶を必要とした。このため船舶による海難事故は決して少なくはなかった。その具体例が琉球船の中国大陸への漂着である。これら琉球船の漂着に関する史料としては、中国第一歴史檔案館が編集した檔案史料集などに見られ、乾隆時代から光緒時代までの時期に琉球船の清朝中国へ漂着した民間の琉球船は280隻に昇る。この内、乾隆時代の漂

着琉球船に関してすでに田名真之氏が紹介されたが、琉球諸島から中国へ漂流した琉球船が積載していた積荷の種類や数量、積荷の全般的な特性等については検討されていない。このように琉球国の漂流船の航運活動に関する研究は極めて少なく、琉球史料ではほとんど解明することができない。

ところが中国へ漂着した琉球船に関して記録した清朝檔案から、琉球船の様々な航運形態が見られる。その積荷から琉球国内の海上輸送による商品の流通事情等が知られるのである。

そこで本章では、清代檔案を中心に琉球国から清朝中国への朝貢船ではない、中国へ漂着した琉球船が、どれほどあったのか。またこれらの琉球漂流船がどのように琉球諸島の間を航行していたのか、琉球史料には見られない琉球船の航運形態を清代檔案から明らかにするものである。

琉球国の海難難民等が清朝中国側によって救済された概要は、中国第一歴史檔案館の俞玉儲氏によって明らかにされた。しかし琉球国の民間船の航運形態については考察されていない。琉球人の中国への漂着に関する記録は、中国第一歴史檔案館が所蔵する中琉関係の檔案に詳細に記録されている。清政府は琉球の飄風難民に対して極めて重要視していたことが分かる。

琉球船は規模も小さく、外洋航行には充分ではなく海難に遭遇する危険性は極めて高かった。その結果、中国の福建、浙江、江蘇、山東、広東等省などの沿海地域に漂着している。中国沿海に漂着した琉球難民は、中国当地の官吏等によって救済され、病人には治療が施された。もし死亡した者がいた場合は、埋葬費用や破損した船の修復費も提供されたことは俞玉儲氏がすでに指摘されている。

清代中国に漂着した琉球船に関して、その船が乗員とともに帰国が可能であるか、または破損のため乗船が不可能で、琉球からの朝貢船の帰帆に際し乗船して帰国した場合とについて管見の清朝檔案からすでに整理し、その琉球漂着船の総数は280隻になる。この内、漂着した船を中国側で修理され、漂流民が乗船していた自己船で帰国した場合が111隻、自己船では帰国できず朝貢船に搭乗して帰国した場合が50隻、不明が91隻になる。

清朝檔案によって琉球国の漂流船が琉球国内のどこから出帆し、どこまで積荷を輸送しようとしていたか、また同船の出帆地、目的地なども知ることができる。いずれの船も漂着後に福州に送られ、船を修理し琉球国の朝貢船等に搭乗もしくは伴われて帰国した。漂着船の積荷は殆どが清政府が購入してくれた。清政府は中国滞在中の食品、衣料や銀または錢を支給してくれたのであった。

これら中国に漂着した琉球船は、いずれの船も漂着後に福州に送られ、船を修理し琉球国の朝貢船等に搭乗もしくは伴われて帰国した。漂着船の積荷の殆どは、清政府が購入し、清政府は中国滞在中の食品、衣料や銀または錢を支給してくれたのであった。

二 中国に漂着した琉球船乗員の言語接触

それでは上述した琉球民間船の乗員は、中国側の役人等とどのような言語接触を行ったのであろうか。幾つかの事例から見てみたい。

史料(1) 乾隆十五(1750)年七月初三日付の福州將軍德敏奏琉球國護送難民船來閣照例免稅摺
又於據臺灣府稟報，淡水八尺門地方飄流小船一隻，內有生番四名，言語不通，觀其狀貌似係琉球土

番等語，亦經督臣飛飭護送來省，并令福防同知傳同琉球通事譯訊，係該國所屬馬齒山番人，捕魚出海，被風飄流…¹⁾

乾隆十五（1750）年四月初六日に台湾の淡水に1隻の琉球船が漂着した。この船には琉球国の4人が乗組んでいた。彼等は琉球国の馬齒山の人で、馬齒山近海で漁労活動をしていた。台湾の淡水に漂着したが言語が通じなかった。そこで福州に送られ琉球通事によって言語接触が行われる。

(2) 乾隆二十四（1759）年九月初四日付の浙閩總督楊廷璋奏琉球國飄風難民照例撫卹摺

本年七月十七日據浙江台州協副將奇爾賽台州府知府蘇光弼各稟稱，閏六月二十日，臨海縣關頭汛海邊飄有外國番船一隻到口，船內約四十餘人，衣服言語各別。經該縣主三鑑會同營員前往查詢，內有番人一名認識漢字，據寫出係小琉球國太平山人，連通事共四十一人，載有米粟皮繩等物，赴大琉球進貢。閏六月初九日從太平山出口，遇風大斷桅，隨風飄來不能駕駛，望修整船隻，早送福建琉球館附搭回國等語…²⁾

乾隆二十四（1759）年に浙江省の台州に1隻の琉球船が漂着した。この船には琉球国の41人が乗組んでいた。閏六月初九日に太平山から那覇まで米粟、皮繩を運ぼうとしていた。琉球漂流民の中に一人が漢字が分かるので、そこで紙と筆を用いた筆談によって言語接触が行われる。

(3) 乾隆三十五（1770）年八月初五日付の署理浙江巡撫熊學鵬奏琉球國飄風難民照例撫卹摺

據寧波府象山縣知縣魯光先稟稱，本年七月十五日據石浦司巡檢朱士隅稟報，七月初八日巳刻見有蔴草風篷船一隻在石浦港拋泊，隨即赴船查驗，乃係琉球國船，並無通事之人，語言不懂，當即著其書寫，據書我是琉球國那霸府人，船內共有二十七人，奉令差往八重山裝載米粟歸至本國…³⁾

この船は、琉球民27人が乾隆三十五（1770）年に八重山から那覇まで米粟を運ぼうとしていた。途中大風のため、七月十五日に浙江省の象山縣へ漂着したが言語が通じなかった。そこで紙と筆を用いた筆談によって言語接触が行われる。

(4) 乾隆四十一（1776）年七月二十四日付の浙江巡撫三寶奏琉球國遭風難民漂至境內循例撫卹摺

乾隆四十一年七月初十日據鄞縣知縣張天相、奉化縣知縣李溥會同稟稱，六月二十八日據奉邑松岙地保汪廷家稟稱，二十六日有番船一隻漂流到境詢問…言語不懂，查有能書漢字者一人，據書是琉球國所管太平山人，每年到國王處上納米粟、苧布等物。今於六月十四日開行，船載米粟等項前往琉球國上納。於六月二十二日在洋遇颶，駕駛不定，漂流天朝地方，幸船桅均無損壞，船內向宣烈蔡瓚明國

1) 『清代中琉關係檔案選編』中華書局、1993年4月、33～34頁。

2) 『清代中琉關係檔案選編』中華書局、1993年4月、67～68頁。

3) 『清代中琉關係檔案選編』中華書局、1993年4月、124～126頁。

才夏林四名係頭目，憲章等四十三名係舵水，帶有刀鎗是防賊盜的，求護送到福建省城就可回國去了等語…⁴⁾

向宣烈等47人の出身は太平山である。この船は、乾隆四十一年（1776）年六月十四日に太平山から那覇まで米粟、苧布を運ぼうとしていた。六月二十八日に浙江省の奉化縣へ漂着したが言語が通じなかった。琉球漂流民の中に一人が漢字が分かるので、そこで紙と筆を用いた筆談によって言語接触が行われる。

(5) 乾隆五十五年（1790）年七月二十六日付の山東巡撫覺羅長麟奏駛救琉球遭風民船摺
據青州府屬之諸城縣知縣姚學捷稟稱，本年六月二十七日據巡役報稱，該管海口見有遭風海船一隻，當即駛救入口，該縣親赴查詢船上水手人等共十六名，均係圓領大袖，言語不通，內惟一人粗識字義，當令將來歷寫明。據寫大意，名叫安仁屋伊等，俱係琉球國中山王該管西村民人，裝載貨物領照出洋，要往該國太平山公穀島換粟，陡遇颶風將腳船冲失，其大船幾至覆沒，砍斷桅木聽其飄流至此等語…⁵⁾

安仁屋伊等16人の出身は那覇である。この船は、乾隆五十五年（1790）年に那覇から太平山まで貨物を運ぼうとしていた。六月二十七日に山東省の諸城縣へ漂着したが言語が通じなかった。琉球漂流民の中に一人が漢字が分かるので、そこで紙と筆を用いた筆談によって言語接触が行われる。

(6) 嘉慶十三年（1808）年六月十八日付の浙江巡撫阮元奏撫卹琉球國遭風難民摺
據定海縣稟報，准守備常遇恩移稱，閏五月二十九日有失桅船一隻漂至千步沙洋面，內有琉球難番十一名，并鹽、茶、苧布等物相應移知等語。該縣查難番言語不通，內有識字之人，給予紙筆令其書寫，伊等係琉球國泊府人，船戶永照屋，舵工金城，水手比嘉、大城、系数、翁長、金城、桃原、阿嘉、安慶田、仲村渠等共十一名，閏五月二十一日自泊府裝載各物開往宮古島售賣。二十三日在洋遇颶折斷大桅，漂流到此。船身槓具均有損壞，懇求修整送回本國等情稟報到…⁶⁾

永照屋等11人の出身は泊府である。この船は、嘉慶十三年（1808）年閏五月二十一日に泊府から宮古島まで鹽、茶、苧布を運ぼうとしていた。閏五月二十九日に浙江省の定海縣へ漂着したが言語が通じなかった。琉球漂流民の中に一人が漢字が分かるので、そこで紙と筆を用いた筆談によって言語接触が行われる。

(7) 嘉慶二十四年（1819）年六月二十四日付の浙江巡撫陳若霖奏琉球國遭風難民撫卹摺
准提臣開本年五月二十五日巡至普陀洋面瞭見有遭風船一隻，隨飭在洋營弁請視查保琉球國夷船被風漂流，在船難番八人，令把總護送至定海縣安撫等語。臣當即行司飭縣赴船查驗，譯詢供詞妥為安頓

4) 『清代中琉關係檔案選編』中華書局、1993年4月、179～180頁。

5) 『清代中琉關係檔案選編』中華書局、1993年4月、215～216頁。

6) 『清代中琉關係檔案選編』中華書局、1993年4月、386～387頁。

撫恤去後。茲據定海縣稟報查驗該難番等八人蓄髮挽髻，身穿長領大袖衣服，彼此言語不通，內有粗識漢字之人給与紙筆令其書寫，據稱俱係琉球國那霸府人，舵工古波藏，水手並城、新垣、金城、石川、島袋、比嘉、宮城共八人奉本國王差赴麻姑山裝載米石。于本年五月十二日從那霸洋開行，是日即在洋猝遇颶風，船被損壞隨風漂流。二十五日遇見兵船救護，求將船隻修整送歸本國等語…⁷⁾

古波藏等8人の出身是那覇である。この船は、嘉慶二十四（1819）年五月十二日に那覇から麻姑山まで米石を運ぼうとしていた。五月二十五日に浙江省の定海縣へ漂着したが言語が通じなかった。琉球漂流民の中に一人が漢字が分かるので、そこで紙と筆を用いた筆談によって言語接触が行われる。

(8) 道光二（1822）年四月二十六日付の浙江巡撫帥承瀛奏撫卹琉球國遭風難民摺

准提臣王得祿咨開，本年閏三月二十二日定海鎮兵船在長塗外洋瞭見有船一隻隨風漂流。飭令把總鄭建功等前赴看視，係琉球國遭風難番船隻，在船舵水二十二名即經護送至定海縣安撫等情。臣當即行司飭縣赴船查驗，譯詢供詞妥為安頓撫卹去後。茲據定海縣稟報，查驗該難番等二十二人蓄髮挽髻，身穿長領大袖衣服，彼此言語不通，內有粗識漢字之人，給与紙筆令其書寫，據供俱係琉球國那霸府人，船戶比嘉，舵工大嶺，暨水手阿嘉等共二十二人，本年閏三月初二日裝載鹽、茶等物欲往太平山載米。二十二日在洋猝遇颶風船被損壞，漂流到此遇見兵船帶救，懇求將船隻修整送歸本國等語…⁸⁾

比嘉等22人の出身是那覇である。この船は、道光二（1822）年閏三月初二日に那覇から太平山まで鹽、茶等を運ぼうとしていた。閏三月二十二日に浙江省の定海縣へ漂着したが言語が通じなかった。琉球漂流民の中に一人が漢字が分かるので、そこで紙と筆を用いた筆談によって言語接触が行われる。

(9) 道光十八（1838）年八月二十四日付の浙江巡撫烏爾恭額奏撫卹琉球國遭風難民摺

並據署定海縣知縣陳殿階稟報，六月二十二日准營送到夷船一隻，親詣查驗船已破損，載有米粟等物，難夷十七名言語不通，給与紙筆書寫，內有一名粗識漢字書稱，俱係琉球國人，船頭伊敷筑登之等共十七人乘船出洋，遭風漂流恰遇兵船救帶進口。

又據該署縣陳殿階稟報，七月十九日准營送到夷船一隻，詣驗船損不堪，帶有小船隻。破船內裝有米石等物，該夷人言語不通又不識字，當查難夷伊敷筑登之等一起內有西表首里大屋子一名粗識字義，即令其識認代寫，據稱伊係琉球國人，船主知花親雲上，內共五人，因遭風迷失洋程，幸遇兵船救帶進口…⁹⁾

伊敷筑登之等17人の出身是那覇である。この船は、道光十八（1838）年に那覇から米粟を運ぼうとしていた。六月二十二日に浙江省の定海縣へ漂着したが言語が通じなかった。琉球漂流民の中に一人が漢

7) 『清代中琉關係檔案選編』中華書局、1993年4月、521頁。

8) 『清代中琉關係檔案選編』中華書局、1993年4月、559頁。

9) 『清代中琉關係檔案選編』中華書局、1993年4月、770頁。

字が分かるので、そこで紙と筆を用いた筆談によって言語接触が行われる。

また知花親雲上等5人の船は、道光十八(1838)年七月十九日に浙江省の定海縣へ漂着したが言語が通じなかった。漢字が分かる人もいないので、伊敷筑登之等17人の中に西表首里大屋子と言う漂流民を頼んで、紙と筆を用いた筆談によって言語接触が行われる。

(10) 道光二十六(1846)年七月十九日付の山東巡撫覺羅崇恩奏琉球國人遭風漂至東境循例撫卹摺
據海陽縣知縣稟報，閏五月十三日南海石嵐地方漂到遭風小船一隻被石擱淺不能近岸，該縣會營親往
查驗該船業已破爛進水，船內有蓄髮夷人五名及鐵鍋、碗碟等件，並無貨物、行李及違禁之物。當將
該夷人同原船救護上岸，正在查訊間適風潮大作，該夷船被石擊破。該縣隨飭兵役將碎船板片、桅舵、
櫓纜及木錨、草篷等物各給撈獲，開單存記。查訊該夷人均言語不通，內有一人畧識漢字，給与紙筆
據書一名比嘉、一名及嘉、一名知念、一名安里、一名照屋，均係琉球國中山王民人，渡海遭風漂流
至此。並無傷溺人口，并開寫破船情愿變賣等語…¹⁰⁾

比嘉等5人の出身は那覇である。この船は、道光二十六(1846)年閏五月十三日に山東省の海陽縣へ漂着したが言語が通じなかった。琉球漂流民の中に一人が漢字が分かるので、そこで紙と筆を用いた筆談によって言語接触が行われる。

(11) 同治三(1864)年八月二十二日付の督辦軍務閩浙總督左宗棠奏琉球國遭風難民循例撫卹摺
據署定海廳同知許嘉德稟據廳屬秀山莊童得順釣船報稱，同治三年六月二十日在洋面瞭見無桅夷船一
隻，駛近查看係屬琉球國遭風難民，計有六人，船被損壞。當經舵工、水手將該夷船拴帶拖駛到莊停
泊，帶同該難民六名稟請撫卹到廳。隨即雇募海船狀夫馳赴秀山莊將船拖護至衙頭裏港，仍先查驗該
難民六名蓄髮挽髻，身穿長領大袖衣服，彼此言語不通。雇覓略悉夷語之人譯訊據稱同船六人，船主
阿伽七囑東，舵工吶格哩，水手啞開暹、阿嘯喀賚、哪嘛暹科、科伽暹均係大琉球人，住納法府納法
山。船內裝有糖、鹽、茶葉等件，自五月初六、七日從大琉球出口要往小琉球，不料在洋遭風桅被折
斷，船隻損壞損具不全，聽其漂流…¹¹⁾

阿伽七囑東等6人の出身は那覇である。この船は、同治三(1863)年五月初六日に大琉球から小琉球まで糖、鹽、茶葉等を運ぼうとしていた。六月二十日に浙江省の定海縣へ漂着したが言語が通じなかった。清朝当地官吏は琉球語が分かる人を雇って、そこで訳者によって言語接触が行われる。

(12) 同治七(1868)年八月二十九日付の浙江巡撫李瀚章奏琉球國難民漂流到境循例撫卹摺
據鎮海縣知縣許嘉德稟據象山縣爵溪莊民稟稱，在象轄積谷洋面捕魚，同治七年六月二十四日瞭見夷
船一隻搖旗招呼，當即駕船駛近看係琉球國難番，計有二十五人，即將該夷船拴帶拖駛至鎮海關停泊，

10) 『清代中琉關係檔案選編』中華書局、1993年4月、873~874頁。

11) 『清代中琉關係檔案選編』中華書局、1993年4月、1037~1038頁。

帶同稟報到縣。查驗該難番等蓄髮挽髻。身穿長領大袖衣服，言語不通。內有三人尚諳中國字句，即領書寫據稱，向文煥、容思恭、薛錦和均係琉球國首里府人，帶案之东仁传、平得禄、卜逢太、喜屋武、山田、金城、仲村渠七人均係從人、水手，其餘金城、当間、山城、永吉、新垣、城間、知念、嶋袋、宮城、当閑、功成、与那嶺、真玉橋、照屋等現在船中，亦是琉球國人，在本船充作水手，共二十五名由本國裝載米粟等件，於本年六月十一日開船…¹²⁾

向文煥等25人の出身は那覇である。この船は、同治七（1868）年六月十一日に那覇から米粟等を運ぼうとしていた。六月二十四日に浙江省の鎮海縣へ漂着したが言語が通じなかった。琉球漂流民の中に三人が漢字が分かるので、そこで紙と筆を用いた筆談によって言語接触が行われる。

(13) 光緒二（1876）年八月初七日付の浙江巡撫楊昌濬奏琉球國遭風難民循例撫卹摺

據署乍浦協副將彭大光、海防同知徐臯、署平湖知縣姚光宇會銜稟稱，本年六月初八日據把總施良等報稱，在洋巡緝瞭見一船遭風漂流，急往保護駛入乍口等情。稟詣查看船身約長六、七丈，闊二、三丈，船上共有遭風難民二十五人，均係蓄髮挽髻。船中裝有食鹽一百七十三包、粗茶葉十九包、石灰六包，此外並無別物。言語不通，內有粗識漢字者，授以紙筆書稱，船主名林克旺，其餘舵工、水手翁允仁即比嘉仁居、平克興、薛有祥、恭忱愛、堵上江、祭儀保、梁宮城、祖玉勢、元中村渠、内間、馬比嘉、元新垣、牛金城、恭池原、毛次良、堵思德、薛仲里、俞三良、毛宮平、和真牛、祭真三、祖照屋、牛新屋、和蒲戶等共二十五人，俱係琉球國人，欲往本國八重山販運糧米，船內鹽茶帶往該處銷賣…¹³⁾

林克旺等25人の出身は那覇である。この船は、光緒二（1876）年に那覇から八重山まで糧米を運ぼうとしていた。六月初八日に浙江省の乍浦へ漂着したが言語が通じなかった。琉球漂流民の中に一人が漢字が分かるので、そこで紙と筆を用いた筆談によって言語接触が行われる。

三 中国に漂着した琉球船乗員の言語接触の形態

上記に掲げた13の例は琉球民間船の中国漂着の際に、中国側役人等と琉球難民が接触した時に関する檔案記録である。これらの檔案からも明らかなように、多くの琉球民間船の乗員と中国役人等は、殆どの場合「言語不通」((1)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(12)、(13))、または「語言不懂」((3))とあるように、言語が通じなかった。

そこで採用された方法が、「著其書寫，據書」、「有粗識漢字者，授以紙筆書稱」((2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(13))と文字を表記して難民の事情を確認したのであった。すなわち紙と筆を用いた筆談であった。

12) 『清代中琉關係檔案選編』中華書局、1993年4月、1060～1061頁。

13) 『清代中琉關係檔案選編』中華書局、1993年4月、1106～1107頁。

その具体的なやりとりの記録は殆ど知られていない。しかし、明治15（1882）年に浙江省の臨海縣近海に漂着した琉球国の与那国島の城間船の事例が参考になる。

問 你寶船有甚麼貨物存艙。

答 有米粟。

問 寶船現在修補定當否。

答 小雖有修補福州加修補。

問 你寶船有說中国話人否。

答 中国話無知人。

我們是洋關來並沒有事 他是關上總巡。

問 あなた方の船の船艙にはどんな貨物があるのか。

答 米と粟があります。

問 この船は修理をせねばならないのか。

答 少々修理の必要はありますが、福州に行ってしたいと思います。

問 あなた方の船に中国語を話せる人はいませんか。

答 「中国語を話せる人はおりません」と、いうと、「私たちは税関から来たが別に用事はない。彼（西洋人）は税関の総元締である」と、このようにおっしゃって帰られた。¹⁴⁾

海防府大老爺來問。你們船于何日遇風到我国，你船共有幾箇客人，幾箇搭船，自己男女幾人還是，在本国作何生意，細細與我說明。知你船中尚有人口化名冊一部，可借我一看，即可送呈海防府大老爺，想法脩差送你歸国，此亦兩便之事也。你船中幾有通事者，可請到我所中細々說明，定要人名冊借我子觀看。

海防府の大老爺（地方長官に対する敬称）が次のようにお尋ねになっている。あなた方の船はいつ暴風に遭ってわが国に漂着したのか。あなたの船には何人の乗客があったのか。自分の家族は何人か。また、故国ではどんな仕事をしていたのか。詳しく説明してもらいたい。あなたの船中にまだ人がいるなら名簿を一部作って貸して下さい。私が一見した上で直ちに上級役所に送ります。すると海防府の大老爺が文書を作成し、方法を講じて、あなた方を故国へ送り返して下さい。そうすることが双方にとって好都合です。もしあなたの船に通訳の者がおれば、私のところにやって説明させて下さい。それに名簿は早く提出して下さい。きちんと調査する必要があります¹⁵⁾。

宝舟之楨具現在有無破損，風篷繩索是否齐全。

舟上可好。

14) 『城間船中国漂流顛末——八重山・一下級士族の生涯よりみた琉球処分前後』竹原房、1982年7月、37頁。

15) 『城間船中国漂流顛末——八重山・一下級士族の生涯よりみた琉球処分前後』竹原房、1982年7月、21～22頁。

明天有酒有肉送你舟上，今日天夜請駕回船，明日再到宝舟奉教可也。

役人 貴船の舵に破損はないか、帆や繩索は全部揃っているか。

私 船はちゃんとしております。

役人 明日、酒や肉をあなたの船に届けよう。今夜は船にもどり、明日またやって来てあなたの船のことを教えて下さい。¹⁶⁾

問 乗組人数何拾人。

答 三十式人，内男二十九人，女三人。

問 何月何日従与那国島開船。

答 六月六日。

問 寶船何之有貨物。

答 有米粟。

問 従与那国島如八重山島幾天。

答 有好風順至一天，又風順不好至二天。

問 何日幾方之風逢暴風台州府至臨海縣。

答 六月十一日東方卯辰之風逢暴風雨，篷棋を破風俣漂到臨海縣。

問 於臨海縣何之物件を買篷棋修補を加ふ。

答 草蓆六十枚，孟宗竹拾五本，自分買入修補を加ふ。

問 至福州何月比如琉球開船去哉。

答 至福州候風順去。

問 至福建琉球自己去哉又彼縣官人等相付宰領以去哉。

答 我等初中国漂着，国法不知。

問 西洋船有見琉球。

答 琉球国又八重山島之浦壹式里或三四里五六里程，通船見有汐掛。

問 乗込人員は幾十人か。

答 三十二人です。内、男は二十九人で、女は三人です。

問 何月何日に与那国島から出帆したのか。

答 六月六日です。

問 この船にはどんな貨物があるのか。

答 米と粟があります。

問 与那国島から八重山島まで、何日で行けるか。

答 順風であれば一日で行けるが、風向が悪ければ二日もかかります。

16) 『城間船中国漂流顛末——八重山・一下級士族の生涯よりみた琉球処分前後』竹原房、1982年7月、22～23頁。

問 何日に、どの方角からの暴風で、台州府臨海県に漂着したのか。

答 六月十一日、東南東からの暴風で船具を破られ、風のまま臨海県に漂着しました。

問 臨海県では、どんな品物を買って船具の修理をしたのか。

答 草蓆六十枚、孟宗竹十五本を自分で買入れて修理をしました。

問 福州に行って、何月ごろ琉球へ帰るのか。

答 福州に行って順風を待って帰ります。

問 福建から琉球へは自力で帰るのか。それとも彼の県から役人がついて、その指図で帰るのか。

答 私たちは初めて中国に漂着していて、どうなるのか国法を知りません。

問 西洋の船を琉球で見たことがあるか。

答 琉球国又は八重山島の海岸から一、二里、あるいは三、四里、五、六里のところを通ったり、停泊したりしているのを見たことがあります。¹⁷⁾

我乃閩安□官員本應見你国船查點，現未知汝船係由何處開駕，船内水手、舵長是何名姓。可即開明与我，便行稟報上憲，以馮護送切可也。

私は閩安の役人である。あなた方の船を見たからには当然詳しく調査しなければならないが、あなた方の船がどこから出帆したのか、船内の水夫や船頭の姓名などについてもわからない。上級の役所に報告できるよう教えて下さい。証明書を出して護送させますから。¹⁸⁾

此潮本應護送貴船進虎，現刻天色將晚，誠恐海面不便，且候今夜四更潮水我即撥船工並有師船護送及為妥當，務祈貴船内水手小心看守。再者若要上岸買藥，可隨我將隨上隨下，更有無事不可上山可也。

潮流が今のようなら、貴船を虎門まで護送して行くべきだが、まもなく日が暮れ海上が心配である。今夜の四更（午前二時ごろ）の潮時まで待ってもらいたい。水夫を集め、軍船を出して護送してあげますから。それまでは貴船の水夫で用心して見張りをして下さい。もし上陸して薬を買いたければ役人をつけてあげよう。別に用事がなければ上陸しない方がよい。¹⁹⁾

この史料は、19世紀後半のものではあるが、このように漢文筆談で応答が行われたことは確かである。これに関する檔案史料が『清代中琉關係檔案選編』に見られ、以下の二件記録が知られる。

(a) 光緒八（1882）年八月初六日付の浙江巡撫陳士傑奏琉球國遭風難人護送赴閩片

據布政使詳轉據署臨海縣知縣吳俊稟稱，光緒八年六月十五日东机洋面有番船一隻隨浪飄蕩，當經營弁救護進口。據難番船主安仁屋正德面稱，係琉球大理間人、与那里村人，水手及從那島往八重山島

17) 『城間船中国漂流顛末——八重山・一下級士族の生涯よりみた琉球処分前後』竹原房、1982年7月、38～40頁。

18) 『城間船中国漂流顛末——八重山・一下級士族の生涯よりみた琉球処分前後』竹原房、1982年7月、46～47頁。

19) 『城間船中国漂流顛末——八重山・一下級士族の生涯よりみた琉球処分前後』竹原房、1982年7月、47頁。

搭船客人共三十二人，在八重山一帶買賣…²⁰⁾

(b) 光緒八（1882）年九月二十五日付の閩浙總督何璟等奏琉球國遭風難人循例撫卹摺據福防同知王冕南申據琉球通事報，該國遭風小海船一隻由浙江台州府轉送來閩，船內計有難人安仁屋等三十二名。當經分別安插譯訊據供，安仁屋是船主，浦崎是舵工，崎山等八人是水手，大濱善等二十二人是搭客，俱係琉球國那霸府人。所坐海船並無牌照、軍器，船裝食鹽、麻斤等物，本年五月二十五日從八重山島運往那國島售賣。即在該島添置白米、小米，並搭男女客人大濱善等二十二名開船放洋回國。中途突遇暴風波浪滔天船篷盡壞，急將米石拋棄船隻任其漂流。六月十五日至浙江省台州府洋面…²¹⁾

安仁屋等32人の出身是那霸であった。この船は、光緒八（1882）年に八重山から与那国島まで食鹽、麻斤等を輸送し販売した。与那国島で白米、小米を買って、与那国島から八重山まで帰帆する予定であった。六月初八日に浙江省の臨海縣（台州府付近）へ漂着した。

臨海縣では琉球漂流船の積荷、修理が必要があるか、また中国語が分かる漂流民がいるか等の内容を聞いている。そこで紙と筆を用いた筆談によって問答形式で言語接触が行われた。

これに対して、中国船が琉球国に漂着した事例として既に研究されている『百姓官話』によれば、その応酬は次のようであった。

問 老兄。貴處是那裡人。

答 弟是山東人。

問 山東那一府哪一縣。

答 是登州府萊陽縣。

問 老兄尊姓。

答 弟賤姓白。

問 尊諱。

答 賤名世雲。

問 尊號。

答 賤字瑞臨。

問 寶舟是何處的船。

答 是江南蘇州府常熟縣的。

問 兄是山東的人。怎麼在他船上。

問 因他的船。在弟敝處做買賣。弟雇他的船。儼幾担豆子。要到江南去賣。故此在他船上。

問 兄們是幾時在那裡開船呢。

20) 『清代中琉關係檔案選編』中華書局、1993年4月、1132頁。

21) 『清代中琉關係檔案選編』中華書局、1993年4月、1133頁。

答 是旧年十二月十八日。在本省膠州地方開洋的。²²⁾

問 出身はどこですか。

答 山東省です。

問 山東省のどこですか。

答 山東省の登州府萊陽縣です。

問 姓は何ですか。

答 白です。

問 お名前は。

答 世雲です。

問 称号は何ですか。

答 瑞臨です。

問 どの船ですか。

答 江南省の蘇州府常熟縣の船です。

ここで琉球国が清朝中国の漂流民の出身地と名前と船の出帆地、出帆時間等の内容を聞いている。すなわち問答形式によって言語接触が行われていたのである。

四 おわりに

清代中国に漂着した琉球民間船が、中国に漂着した際に、中国側役人等と琉球難民がどのように言語接触したかの問題について検討してきた。

琉球諸島間において盛んに航運活動が展開されていたことが、海難事故による中国への多数の漂着事例が如実に語っている。しかし、清朝官吏と漂流琉球難民とどのような接触を行ったのかは、これまで十分に検討されてこなかった。

そこで本論文で明らかにしたように、琉球民間船の乗員と中国役人等は「言語不通」との表現で象徴されるように言語が通じなかった。そのためこれを解決する方法として採用されたものには次の二方法があった。

①清朝官吏が「授以紙筆書稱」と文字を表記して琉球漂流民の事情を確認した。すなわち紙と筆を用いた筆談であった。

②清朝官吏は、琉球民間船の漂着地で琉球語が分かる人を雇い、そこで通訳者によって言語接触が行われた（史料11）。

①のような初期的な身元確認の後に、琉球民間船を漂着地から福州に送り、福州にいる琉球通事によって言語接触が行われた。以上のように多くの場合は、紙と筆を用いた筆談によって問答形式で言語接

22) 松浦章『清代中国琉球交渉史の研究』、関西大学出版部、2011年10月、『百姓官話』、232～246頁。

触が行われた。この場合には、中国官吏は、琉球漂流船の積荷とか修理とか中国語が分かる漂流民がいるかなど琉球民間船の経緯等の内容を聞いている。このように最も多い事例は①の「紙筆」を用いた筆談が一般的で、福州近辺の場合には琉球語が解る通事によって言語接触が行われたのであった。このように清代檔案の検討によって琉球難民の言語接触の問題を具体的に明らかになったと言えるであろう。